

地域福祉課

長野県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成26年6月5日

長野県知事 阿部守一

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護	アルピコタクシー 株式会社	長野県松本市井川城2-1-1	アルピコタクシー介護センター	長野県茅野市塚原2-2-11	平成26年3月31日

地域福祉課

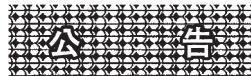
長野県告示第298号

訓練手当支給要綱（昭和41年長野県告示第641号）は、平成26年6月5日限り、廃止し、同日以前に公共職業訓練、求職者支援訓練又は職場適応訓練を受けていた者に係る訓練手当については、なお従前の例によります。

平成26年6月5日

長野県知事 阿部守一

人材育成課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年5月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人訪問者との家
- 3 代表者の氏名
二ノ口秀樹
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字内田45番地6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく居られて、ほっと出来る居場所フリースペースである

ことを基本とする。また、地域社会に根ざして、この法人の支援を必要とする全ての人々に対し、心身共に健康で文化的な暮らしが送れるように、またその為に必要な力がつくように支援し、福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年5月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふれあいのまち
- 3 代表者の氏名
堀川勝巳
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市大字中洲551番地16
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がい者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障がい者の自立生活に向けた福祉的就労支援を主として行い、地域社会で安心して生活できるノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月5日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年5月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わくわく

3 代表者の氏名

和久井 輝夫

4 主たる事務所の所在地

須坂市臥竜6丁目15番8号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害をもった人たちが、住み慣れた地域で、可能なかぎりあたりまえの暮らしができるように、必要な生活の支援・介護をおこない、その実践をとおして、誰もが安心して、健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第20条第4項の規定により、新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を聴くために公聴会を開催するので、長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）第26条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月5日

長野県知事 阿部 守一

1 公聴会の開催の日時及び場所

開催日時：平成26年7月5日（土）午前10時30分から正午まで

開催場所：佐久市浅間会館2階大会議室（佐久市岩村田543番地）

2 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

佐久市長 柳田 清二

長野県佐久市中込3056番地

3 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

新クリーンセンター建設事業

(2) 種類

廃棄物処理施設の建設（ごみ焼却施設）

(3) 規模

処理能力 110t／日

4 対象事業実施区域

佐久市上平尾地区上舟ヶ沢及び棚畠地籍

5 関係地域の範囲

小諸市、佐久市、北佐久郡軽井沢町及び北佐久郡御代田町

6 意見の陳述

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、公聴会において、日本語により、意見の理由を含めてこれを述べることができます。

7 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、書面の持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、その旨を申し出てください。

(1) 申出期限

平成26年6月23日（月）まで（必着）

(2) 申出先

〒380-8570（県庁専用郵便番号の記載があれば所在地の記載は省略できます。）

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県環境部環境政策課環境審査係

ファクシミリ番号 026（235）7491

電子メールアドレス kankyo@pref.nagano.lg.jp

(3) 書面の記載事項

ア 意見を述べようとする者の氏名、住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、郵便番号及び電話番号

イ 公聴会の対象となる準備書の名称（「新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書」と記載するものとします。）

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。）

(参考) 公述の申出の書面の記載例

公述申出書	
公聴会に出席して、新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を述べたいので、申し出ます。	
年 月 日	
長野県知事 阿部守一 殿	
〒 住所(所在地)	
氏名(名称及び代表者氏名)	
〔氏名又は団体の名称及び代表者の氏名には、振り仮名を付してください。〕	
電話番号 ()	
意見の概要	

8 公述人の選定等

知事は、公述の申出をした者の中から、公述人を選定し、公述の申出をした者にその旨を通知します。

9 その他

- (1) 公聴会は公開で行われ、公述の際にも報道機関によるカメラ撮影などが行われる場合があります。
- (2) この公聴会についての問い合わせは、長野県環境部環境政策課環境審査係（電話 026（235）7163）に行ってください。

環境政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成26年6月5日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ中野店

中野市大字吉田922-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ナフコ

福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10

3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成26年2月12日

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により住民から聴取した意見

- (1) 閉店後も店舗周辺地域の状況把握に努めるとともに、周辺地域の生活環境に与える影響について届出時の調査・予測結果と違いが生じた際には、大規模小売店舗立地法及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の趣旨を踏まえ、改めて調査・予測を実施し、関係機関と協議の上、速やかに誠意を持って適切な追加措置を講じていただきたい。

- (2) 周辺住民とのコミュニケーション形成に十分配慮するとともに、周辺地域の生活環境の保持に関して意見・要望が出された場合、及び店舗近隣未利用地に新たに立地する住宅から生活環境に関する苦情が発生した場合には、関係機関と協議の上、速やかに誠意を持って適切な措置を講じていただきたい。
- (3) 出店地西側の道路は周辺住民が生活用兼農業用道路として使用しているが、幅員が狭隘にて乗用車同士のすれ違いは不可能な道路であり、乗用車と自転車または乗用車と歩行者のすれ違いも接触の危険を伴う道路である。一方で周辺住民からすると店舗への最短経路として利用しやすく、また周辺地域外の来店客からしても抜け道として利用される可能性が高いことから、当該道路の通行量は現状に比して確実に増加するものと考えられる。(現状、既に出店地近隣に商業施設等の立地が増加するのに比例して、当該道路の通行量も増えてきており、ナフコ出店時における「年間の平均的な休祭日のピーク1時間に予想される来客者等の自動車の方向別台数」について、当該道路方面からの方向別予測台数が算出されないことは考えにくい)。車両等の通行量が増加すると、交通事故や渋滞(トラクターなどの農作業機と来店客乗用車の対面等)の懸念が生じるが、交通事故や渋滞の発生を防ぐためにどのような対策(若しくは当該道路方面からの通行量を実際にゼロとするならばその方策)を確保しているのかを明示願いたい。

- (4) 荷捌車両及び産業廃棄物運搬車両の入出庫時においては交通整理員等による適切な誘導を行い、歩行者や車両の安全確保に努めるとともに、くれぐれも荷捌車両及び産業廃棄物運搬車両の路上駐車が発生しないよう指導願いたい。
- (5) 荷捌車両及び産業廃棄物回収車両の走行経路西側の隣接土地において3棟の住宅建設計画が進行中である。荷捌作業及び産業廃棄物回収作業の騒音、当該車両走行及びバックブザー等の騒音、室外機等の騒音の影響について、西側隣接土地との境界線付近を予測地点として、昼間及び夜間の騒音レベルに問題事象がないか予測計算実施により確認し、問題事象が生じるすればその対策を明示願いたい。
- (6) 届出書によると、荷捌き作業に関しては13:00～21:00までに実施する計画となっているが、「荷捌きを行うことができる時間帯」については6:00～21:00となっている。平日6:00～7:00、休日6:00～8:00の時間帯は一般常識的には休息・安眠の時間帯であり、仮にその時間帯に荷捌き作業が実施される場合には騒音レベルが基準値に比べて更に低く収まるよう特段の配慮願いたい。
- (7) 作業中の車両はアイドリングストップ、空ふかし禁止、クラクション不使用を励行する等、作業員の騒音防止意識徹底の対策を講じていただきたい。
- (8) 店舗から生じたゴミが近隣土地に投棄されないよう対策を講じるとともに、店舗から生じたゴミが近隣土地に投棄された場合には店舗が率先して撤去（若しくは投棄者に撤去を指導）し、近隣土地の美化景観を保つよう配慮願いたい。
- (9) 夜間の屋外照明及び広告塔照明からの照射に関して、近隣住民の日常生活への配慮のみならず、近隣農地への農作物の生育環境にも悪影響が無いよう対処願いたい。
- (10) 出店地域は東から西にかけての緩やかな傾斜地であることから、店舗からの雨水・排水が店舗西側の近隣土地に流れ込み、住宅及び宅地、農作物及び農地等に被害が及ばないよう対処願いたい。

5 意見書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室及び長野県北信地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成26年6月5日から平成26年7月7日まで

産業政策課サービス産業振興室

公告

諏訪赤十字病院労働組合から夏期一時金等の要求について、平成26年6月10日以降、諏訪赤十字病院（諏訪市湖岸通り5丁目11番50）構内又は職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成26年6月5日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課

公告

安曇野赤十字病院労働組合から夏期一時金等の要求について、平成26年6月13日以降、安曇野赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成26年6月5日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課

公告

県営岩垂原地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成26年6月5日

長野県知事 阿部 守一

1 土地改良事業の名称

県営畠地帶総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成14年10月21日

3 工事の完了年月日

平成26年4月25日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年6月5日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

1(1) 許可番号 平成26年3月19日

長野県佐久地方事務所指令25佐地建第33-18号

2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字発地字横道2616-5、2616-2の内、字下土井2644-14の内、2644-14先

3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県旭市中谷里994-1

株式会社小林商事 代表取締役 小林 勇

2(1) 許可番号 平成26年5月22日

長野県佐久地方事務所指令26佐地建第43-2号

2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小諸市大字柏木字東大道下171-2、171-21、177-1、大字平原字四ツ谷原953-1の内、954-1の内、954-2の内

3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字追分1372-1

株式会社アルファ軽井沢 代表取締役 内堀 臣規

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年6月5日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

1 許可番号 平成26年3月4日

長野県上小地方事務所指令25上小地建第6-11号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市上塩尻394-1、400-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市上塩尻393-1

東信医療生活協同組合 代表理事 西澤弘行

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年6月5日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

1 許可番号 平成26年3月4日

長野県上伊那地方事務所指令25上伊地建第16-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡飯島町飯島1793-7、1796-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市狐島4291

上伊那農業協同組合 代表理事組合長 御子柴茂樹

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成26年6月5日

長野県諏訪建設事務所長 田代幸雄

1 落札に係る物品の名称及び数量

特A重油（硫黄分質量0.1%以下）403,000リットル（予定数量）

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県諏訪建設事務所 総務課

(2) 所在地 長野県諏訪市上川1丁目1644-10

3 落札者を決定した日

平成26年3月27日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社高見澤石油・オート事業部

(2) 所在地 長野県長野市大字大豆島字中之嶋3229

5 落札金額

1リットル当たりの単価 82.1×108／100円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成26年2月13日

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月5日

長野県教育委員会教育長 伊藤学司

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

長野県佐久平総合技術高等学校（仮称）学校運営支援システム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成26年9月1日から平成31年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

佐久市臼田751

臼田キャンパス（現 長野県臼田高等学校）

佐久市岩村田991

浅間キャンパス（現 長野県北佐久農業高等学校）

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去に同種、かつ、同規模の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に格付けされていなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)

の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随时受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局高校教育課

電話 026 (235) 7452

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年7月16日(水) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成26年7月15日(火) 午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(郵便番号 380-8570)

長野県教育委員会事務局高校教育課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、平成26年7月9日(水)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除すること

ができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature of product to be leased:

1 set of school management support system

(2) Lease duration:

From 1 September, 2014 until 31 August, 2019

(3) Delivery place:

Nagano prefectural Usuda Senior High School and Nagano prefectural Kitasaku Agricultural Senior High School

(4) Contact place for information about the tender:

Description/conditions and other inquiries:

Senior High School Education Division, Board of Education, Nagano Prefecture

692-2 Habashita Minaminagano, Nagano City, Nagano Prefecture, JAPAN

TEL +81-26-235-7452(Japanese only)

(5) Time and place for the bid tendering and opening:

Time: 2:00 PM, 16 July 2014

Place: Bid room, West annex of Nagano Prefectural Government

(6) Time limit for the tender by mail and the mailing address:

Time: 5:00 PM, 15 July 2014

Place: Senior High School Education Division, Board of Education, Nagano Prefecture
692-2 Habashita Minaminagano, Nagano City, Nagano Prefecture, JAPAN
(Postal code 380-8570)

高校教育課

正 誤

平成26年3月31日付け長野県告示第186号「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部改正」中

ページ	行(箇所)	誤	正
20	右側10	実施要綱)	実施要綱)」
20	右側11	管理運営要領)	管理運営要領)」

保健・疾病対策課

平成26年3月31日付け長野県規則第19号「財務規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
41	6	備考の1の1	備考の1

会計課